

「日本と台湾原産地のPBT樹脂に対する アンチダンピング課税について」

2006年8月2日

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。
なお、中国政府が発表した原文については、法令名及び添付資料名をクリックすることでご参照いただけます。

税関総署公告 2006 年第 41 号

2006-07-24

『中華人民共和国反ダンピング条例』の規定に基づき、国务院関税規則委員会は、2006年7月22日から原産地が日本と台湾地区である輸入 PBT 樹脂に対して反ダンピング税を徴収し、当該期限を5年に決定した。商務部はこのため、中華人民共和国商務部 2006 年第 42 号公告を發布した(添付資料1参照)。ここに、執行に関連する問題を以下のように公告する:

一、2006年7月22日から、原産地が日本と台湾地区である PBT 樹脂(税則番号:39079900、当該税則番号下の増強又は変性した PBT 樹脂は除外する)の輸入を申告する場合、現行の規定に従って輸入関税を徴収するほかに、それぞれの製造業者別に、本公告の添付資料2で取上げた適用税率と以下で述べる計算公式に従って反ダンピング税及び輸入増値税を徴収する。

反ダンピング税税額=税関完税価格注①×反ダンピング税税率

輸入増値税税額=(税関完税価格+関税税額+反ダンピング税税額)×輸入増値税税率

反ダンピング税を徴収すべき製品は本公告の添付資料1で詳細を規定する。

注① 税関完税価格は税関総署第148号令「中華人民共和国税関輸出入貨物完税価格確定弁法」2006年3月8日公布 2006年5月1日実施を参照。

輸入経営企業は税則番号 39079900 項目下の未増強又は未変性の PBT 樹脂の輸入を申告する場合、商品番号を 39079900.10 で申告し、税則番号 39079900 項目下の増強又は変性した PBT 樹脂及びその他の製品を申告する場合、商品番号を 39079900.90 で申告すべきである。

二、PBT 樹脂の輸入を申告をする場合、税関に原産地証明書を提出しなければならない。若し原産地が日本又は台湾地区である場合、製造業者のインボイスも提供しなければならない。PBT 樹脂の輸入を申告する時に原産地の証明が提出できず、且つ検査で貨物の原産地が日本又は台湾地区でないことも確定できない場合、税関は本公告の添付資料2で述べた最高反ダンピング税税率に従って反ダンピング税を徴収する;貨物の原産地が日本又は台湾地区であることは確認できるが、輸入経営企業が製造業者のインボイスを提供できない場合、税関は本公告の添付資料2で述べた相応する国家又は地区の其の他の会社に適用する反ダンピング税税率に従って反ダンピング税を徴収する。

三、加工貿易取引で原産地が日本と台湾地区である PBT 樹脂を保税輸入する際にどのように反ダンピング税を徴収するかに関する問題は、税関が中華人民共和国税関総署 2001 年第 9 号公告と中華人民共和国税関総署令第 111 号の規定に基づいて執行する。

四、臨時反ダンピング措置を実施後に輸入した、原産地が日本と台湾地区である PBT 樹脂が既に納めた反ダンピング保証金に対しては、本公告で規定した反ダンピング税を徴収する商品範囲と反ダンピング税税率に従って徴収し、反ダンピング税に転換し、同時に納めた輸入増値税保証金も同時に輸入増値税に転換する。上述した保証金が本公告で規定した税率に基づいて計算した反ダンピング税及び相応する輸入増値税の部分を越えた場合、関連企業は 2006 年 7 月 22 日から 6 ヶ月以内に徴収地の税関に返却を申込むことが出来る、不足した部分は追徴しない。

五、輸入 PBT 樹脂に対して反ダンピング税を徴収する期間に、同じか又は類似する貨物が現れ、税関が当該貨物に対して反ダンピング税を徴収すべきか否かを確定できない場合、関連企業は商務部に申請し、商務部の関係部門が裁定を行う。税関は商務部の裁定に従って執行する。

ここに公告する。

添付資料：

[1、中華人民共和国商務部 2006 年第 42 号公告](#)

[2、PBT樹脂反ダンピング税税率表](#)